

経由地更新

令和7年3月24日からマイナンバーカードと運転免許証の一体化により、マイナ免許証をお持ちの方は、経由地更新が迅速化され申請出来る期間が従来より延長されるなどのメリットがあります。

		福島県内の方が他都道府県で手続きする場合		他都道府県の方が福島県内で手続きする場合		
保有区分	免許証のみ	マイナ免許証保有		免許証のみ	マイナ免許証保有	
申請期間	免許更新期間開始日からご自身の誕生日までの間	更新期間開始日から有効期間の末日までの間		免許更新期間開始日からご自身の誕生日までの間	更新期間開始日から有効期間の末日までの間	
申請場所	全国の経由申請窓口 (経由地の免許センター等にお問い合わせください。)			○福島運転免許センター ・ 平日 9:00～9:40 13:00～13:40 ・ 日曜日(年末年始除く毎週日曜日) 9:00～9:30 13:00～14:00 ○郡山運転免許センター ・ 平日 9:00～9:40 13:00～13:40 ・ 日曜日(年末年始除く第二・第四日曜日) 9:00～9:30 13:00～13:30		
申請できる方	① 更新を受ける日において優良運転者又は一般運転者に該当している方 ② 優良運転者又は一般運転者に該当すると記載された更新連絡書(ハガキ)の送付を受けている方 ※ ただし下記のいずれかに該当する方は経由地申請することができません。 ・ 身体に関する条件のうち「眼鏡等や補聴器、特定後写鏡使用」以外の条件が付されている方 ・ 前回の手続き時に、免許更新ができず免許証を失効し、やむを得ない理由により再取得をして優良運転者となった方 ・ 更新と同時に記載事項(氏名・本籍・住所等)の変更のある方 ・ マイナ免許証を紛失するなどして再交付を受けたため、マイナンバーカードへの特定免許情報の記録を申請しようとする方及び免許証の再交付同時更新をされる方 ・ 免許保有状況の変更を希望する方(例:免許証1枚からマイナ免許証1枚への変更等) ・ 保有する免許証等を所持していない方					
必要書類等	① 運転免許証又はマイナ免許証 (両方お持ちの方はどちらも必ずお持ちください。) ② 更新連絡書(ハガキ) ③ 申請用写真1枚(縦3.0cm×横2.4cm) ④ 更新手数料 (あらかじめ福島県収入証紙を準備してください。) ⑤ 経由手数料 (経由地都道府県でお支払いください。) ⑥ 講習手数料 (更新時講習を経由地でご希望の方やオンライン講習受講済みの方は経由地都道府県でお支払いください。) ⑦ 70歳以上の方 高齢者講習修了証明書等			① 運転免許証又はマイナ免許証 (両方お持ちの方はどちらも必ずお持ちください。) ② 更新連絡書(ハガキ) ③ 申請用写真1枚(縦3.0cm×横2.4cm) ④ 更新手数料 (あらかじめ住所地都道府県の収入証紙を準備していただくか、住所地都道府県で手数料のお支払いをしてください。) ⑤ 経由手数料 福島県の収入証紙が必要です。 ⑥ 講習手数料 福島県の収入証紙が必要です。 ⑦ 70歳以上の方 高齢者講習修了証明書等		
交付等	経由申請を行った日から起算して3週間を経過した日以降に福島運転免許センターで交付されます。		① マイナ免許証のみ保有の方は即日免許情報記録の更新を行います。 ② マイナ免許証と運転免許証の2枚持ちの方は、マイナ免許証にあっては、即日免許情報記録の更新を行います。 運転免許証については、経由申請を行った日から起算して3週間を経過した日以降に福島運転免許センターで交付されます。		経由申請を行った日から起算して3週間を経過した日以降に住所地の公安委員会から交付されます。 ① マイナ免許証のみ保有の方は即日免許情報記録の更新を行います。 ② マイナ免許証と運転免許証の2枚持ちの方は、マイナ免許証にあっては、即日免許情報記録の更新を行います。 運転免許証については、経由申請を行った日から起算して3週間を経過した日以降に住所地の公安委員会から交付されます。	
※ 郵送交付を希望する方は、申請都道府県におたずねください。		※ 郵送交付を希望する方は、経由地申請の際におたずねください。				